変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書No.1

【根拠条文】 法第27条の26第2項第1号

【提出先】 関東財務局長

【氏名又は名称】 長島・大野・常松法律事務所

弁護士 石塚 洋之

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー

【報告義務発生日】令和3年7月30日【提出日】令和3年8月4日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】1

【提出形態】 その他

【変更報告書提出事由】 株券等保有割合が1%以上増加したこと

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	C K D株式会社
証券コード	6407
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国会社)
氏名又は名称	アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国53202ウィスコンシン州ミルウォーキー、スウィート800、 ウィスコンシン・アヴェニュー875E
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

### 【法人の場合】

設立年月日	平成21年3月26日
代表者氏名	グレゴリー・ケー・ラミレス
代表者役職	ヴァイス・プレジデント兼アシスタント・トレジャラー
事業内容	投資運用業

### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	弁護士 今野 恵一朗 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー 長島・大野・常松法律事務所
電話番号	03-6889-7000

### (2)【保有目的】

## (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			6,000,500
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 6,000,500
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		6,000,500
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和3年7月30日現在)	V 67,909,449
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	8.84
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.86

### (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

アーチザン・インベストメンツ・ジーピー・エルエルシー (Artisan Investments GP LLC)は、アーチザン・パートナーズ・リミテッド・パートナーシップ (Artisan Partners Limited Partnership)のためにかつ業務執行組合員 (general partner)として当該株券を保有。